特定事業所集中減算算定表作成の注意事項

印西市高齢者福祉課

　特定事業所集中減算は、各サービスの計画数のうち、判定期間内で紹介率最高法人の計画数が８０％を超えている場合には、正当な理由が無ければ減算して請求することになります。算定方法については下記のとおりとします。

１．判定期間

　　　前期　３月1日　～　８月末　（算定表提出締切９月１５日）

　　　後期　９月１日　～　２月末　（算定表提出締切３月１５日）

２．減算期間

　　　前期判定分　１０月１日　～　３月３１日

　　　後期判定分　　４月１日　～　９月３０日

３．対象サービス

　　　訪問介護、　通所介護、　福祉用具貸与、　地域密着型通所介護

４．計算式

**当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数**

**当該サービスを位置付けた計画数**

**÷**

５．算定表作成の注意事項

　①　地域包括支援センターから委託を受けている介護予防サービスは含めないでください。

　②　紹介率最高法人の計画数が８０％を超えている対象サービスがある場合、すべての計画に減算が適応されます。

　③　判定期間における居宅サービス計画の総数は、その月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。

　④　通所介護と地域密着型通所介護は合算しても差し支えありません。合算した場合、しない場合を算定表に記入してください。（はい・いいえのどちらかを丸で囲むこと。）

　⑤　月遅れ請求については、請求月ではなく、サービス提供月のカウントとしてください。

　⑥　各サービスを位置付けた計画数は、サービスの利用人数としてください。

　⑦　紹介率最高法人の件数について、事業所単位ではなく法人単位で集計してください。

　⑧　利用者が複数のサービス事業所（サービス種別は同じ）を利用している場合

　　　例１）２つ以上のサービス事業所を運営している法人について、サービス事業所ＡとＢに利用者１名を計画している場合は、紹介率最高法人の計画数は１件となる。

　　　例２）２つ以上のサービス事業所を運営している法人について、サービス事業所ＡとＢに利用者２名を計画している場合は、紹介率最高法人の計画数は２件となる。

　　　例３）別法人が運営するサービス事業所２ヶ所に、利用者１名を計画している場合は紹介率最高法人の計画数は１件となる。

⑨　「居宅サービス計画の総数」≧「各サービスを位置付けた計画」≧「紹介率最高法人の計画数」となっているか必ず確認してください。